

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施規程

制定 令和3年2月8日

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、外食、インバウンド等の需要先が消失した生産者等に対し、「新たな生活様式」に対応した販路の多様化を促進するために必要な支援を行うことにより、生産者等の販路多様化、流通構造の改革を目的とする。

このため、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要綱（令和3年1月28日付け2政第424号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政第423号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2政第425号農林水産省官房長通知。以下「実施要領」という。）に基づき国の助成を受け、株式会社博報堂（以下「事務局」という。）が事業実施主体となって事業実施者に補助金を交付する間接補助事業を実施する場合の手續について、所要の規定を定め円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

第2 対象となる国産農林水産物等について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド需要、外食需要の減少等により過去5年のうち最高と最低を除いた3年の平均値に比べ、

- ・ 在庫量が2割以上増加していること
- ・ 価格が2割以上低下していること
- ・ 販売量が2割以上減少していること
- ・ 販売額が2割以上低下していること

のいずれかを満たしていることを客観的に証明できる国産農林水産物等を対象とする（その主たる原料が国内で生産された加工品を含む。以下「対象農林水産物等」という。）。

2割の算定に当たっては、豊作/豊漁や作り過ぎなど、コロナ禍以外に起因する部分があり、当該部分を切り分けて影響を計算できる場合には、当該部分を控除して算定するものとする。

なお、各局庁の長がコロナ禍による影響に加え、気候変動、疾病、病虫害、災害等の発生その他国内外の社会経済情勢による需給変動等を総合的に勘案し、対象農林水産物等と実質的に同等の影響があると事業実施計画ごとに個別に認めた国産農林水産物等も対象農林水産物等とする。

第3 対象事業

この実施規程が対象とする国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（以下「本事業」という。）の内容、補助経費の範囲、補助率等については、別表のとおりとする。

事務局は事業実施者の公募、公募選考委員会、対象品目の審査、事業の調整・進行政管理等に関する事務等を執り行うこととする。

第4 事業実施者

1 本事業の事業実施者は、次に掲げる者から公募により選定する。

地方公共団体の協議会、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で事務局が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、第7の1の課題提案書を提出する際、別記様式6を併せて事務局に提出して、その承認を受けるものとする。

第5 補助対象要件等

1 補助の対象となる要件及び補助対象経費については以下のとおりとする。

(1) 補助対象要件

- (ア) 本事業の内容、補助対象経費の範囲及び補助率については、別表のとおりとする。
- (イ) 別表（1）及び（2）の事業で支援する補助金の上限は5千万円、下限は100万円とする。
- (ウ) 別表（3）から（7）までの事業で活用できる対象農林水産物等の補助対象単価の上限は、過去5年のうち最高と最低を除いた3年平均した額とする。
- (エ) 別表（3）及び（4）の事業で支援する補助金の上限は5千万円、下限は100万円とする。
- (オ) 別表（4）の事業によるウェブサイト等を活用する飲食店等が同一の対象農林水産物等を利用できる期間は、連続する1か月の期間内（定休日等を含む。）とする。
- (カ) 別表（5）の事業で行う販売促進キャンペーン等の実施期間は、連続、非連続を問わず14日以内とする。

ただし、地方公共団体が販売数量、販売価格及び販売方法の決定に関与する場合の実施期間は、連続する1か月の期間内（定休日等を含む。）も認めるものとする。

- (キ) 別表（5）の事業で支援する補助金の上限は5千万円、下限は100万円とする。
- (ク) 別表（6）及び（7）の事業の実施に当たっては、併せて、対象農林水産物等やその生産活動についての消費者の理解増進に資する取組を行うものとする。なお、別表（6）の取組は、地方公共団体の教育関係機関と協議・調整の上、連携した実施に努め、同表（7）の取組は、子ども食堂等の運営者を20名以上取りまとめて行うものとする。
- (ケ) 別表（6）の事業で支援する補助金の上限は1億円、下限は100万円とし、各学校年2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金1,000円を上限とする。
- (コ) 別表（7）の事業で支援する補助金の上限は3千万円、下限は100万円とし、各施設年2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金1,000円を上限とする。
- (サ) 事業実施者は、別表（3）から（5）までの事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスによる影響を受けた生産者等を支援するという本事業の主旨に鑑み、対象農林水産物等の調達単価を適正に設定するとともに、その主旨に反する広告や過度な安売り競争に繋がる取引は行わないようにする。

(2) 補助対象経費

本事業を実施するために直接必要な別表第2欄に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。その経理に当たっては、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次の経費は対象としない。

- (ア) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費
- (イ) 事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費（実施要綱第5の3ただし書により交付決定前に着手した場合の経費を除く。）
- (ウ) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

2 補助金の減額

生産者等が、持続化給付金その他の収入を増加させる補助金等の支援を受けることにより昨年度の売上額を上回る場合は、上回った売上額相当額を、本事業の実施により生産者等に収益が発生した場合は発生した収益額相当額を、それぞれ補助金額から減額することとする。

- 3 事務局は、本事業に係る補助金について、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を事業実施者に対して補助する。なお、補助金額については補助対象経費等の精査により減額することがある。

第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年3月26日（金）までとする。

第7 課題提案書、事業実施計画書の（変更）承認等

1 公募、審査及び採択

事務局は、公募により事業の実施を希望する者から提出された課題提案書について、外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、その内容が適切であるか等について審査を行うものとする。

事務局は、公募選考委員会の審査を受けた課題提案書について、審査結果（案）とともに農林水産省大臣官房長（以下「官房長」という。）に提出し承認を得るものとする。

2 事業計画書の作成及び内容の確認

事務局は、官房長による承認のあった課題提案書の作成者に対して採択通知を發出し、事業実施計画書を別記様式1により作成させるものとする。事務局は、提出された事業実施計画書の内容が採択された課題提案書の内容と整合がとられていることを確認するものとする。

事業実施者が事業実施計画書を提出するに当たり、採択された課題提案書の内容と事業実施計画書の内容に齟齬がある場合には、齟齬の内容及び理由を付して提出するものとする。

なお、事業実施計画書を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行うものとする。

3 補助金交付の申請

採択通知を受けた事業実施者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式2により作成し、課題提案書の承認の通知のあった日から7日以内に事務局に提出するものとする。

なお、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。

4 交付決定

事務局は、3に定める交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。事務局は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、事業実施計画書及び交付決定通知書の写しを添えて官房長に報告する。

5 事業の着手

事業の実施については、4の交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が事業目的の実現のために必要な場合については、次に掲げる取組に限り、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、取組ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

- (1) 令和3年1月8日から開始した新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間として公示された期間（同条第5項の規定に基づき新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた場合には、当該宣言上、新型インフルエンザ等緊急事態が終了したとされた日までに限る。）中の取組
- (2) 事業実施計画書について1の承認がされ、かつ、補助金の交付が確実となったときから開始可能な取組

6 申請の取り下げの手続き

事業実施者が申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

7 契約等

- (1) 事業実施者（地方公共団体以外の事業実施者に限る。（2）及び（3）において同じ。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この実施規程の各条項の内容を実施する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。
- (2) 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (3) 事業実施者は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争による入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとするものに対し、別記様式7による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

8 計画変更、中止または廃止の承認

事業実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式8による変更等承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
ただし、9に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
ただし、9に規定する軽微な変更を除く
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
事務局は、上記の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

9 軽微な変更

軽微な変更は、次に掲げる重要な変更以外のものとする

- (1) 事業の追加、中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更を伴う事業
- (3) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

10 事業遅延の届け出

事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

第8 状況報告

事業実施者は、補助事業の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式10により補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに事務局に提出しなければならない。

第9 実施結果報告

- 1 事業実施者は、令和3年3月29日までに、別記様式3により実施結果報告書を作成し、事務局に提出するものとする。
- 2 第7の3ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実施結果報告書を提出するに当たって、第7の3ただし書の規定に該当した事業実施者について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7の3ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実施結果報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式4の消費税仕入控除税額報告書により速やかに事務局に報告するとともに、事務局の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により事務局に報告しなければならない。

第10 補助金の支払いの手続

- 1 事務局は、実施結果報告を受けた場合には、報告書の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。
- 2 事務局は、事業実施者に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。

第11 交付決定の取消し等の手続

- 1 事務局は、第7の8の規定による事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の4の規定による交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。
 - (1) 事業実施者が、法令、実施要綱、交付要綱、実施要領又は本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 事務局は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 事務局は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第12 財産の管理等

- 1 事業実施者は補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第13 補助金の経理

- 1 事業実施者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第14 補助金調書

事業実施者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式9による当該補助金調書を作成しておかなければならない。

第15 事務局による調査

1 事業実施状況の報告

事務局は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

事務局は、1に定める事業の実施状況報告の内容を確認し、事業の成果の目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断される場合には、事業実施者に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第16 個人情報保護に係る対応

事務局が設置する審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施者の本事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第17 収益納付

- 1 事業実施者は、本事業の完了により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式5により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、報告に係る年度の翌年度の6月30日までに事務局に報告するものとする。

なお、事務局は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 事務局は、1の報告書に基づき、事業実施者が相当の利益を得たと認められる場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額

の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施者に納付を命じることとする。

3 納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、事務局は、特に必要と認められる場合にあっては、納付を求める期間を延長することができることとする。

第18 その他

事業実施者は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附 則

この実施規程は、農林水産省大臣官房長の承認のあった日（令和3年2月8日）から施行する。

別表

No.	第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
(1)	<p><u>新規サイト構築等の取組</u></p> <p>生産者等が新たにインターネット販売等を活用した取組を始めるに当たり、サイトの構築等生産者等と連携して新たな販路の確立に向けた取組を実施する</p>	<p>(1) 事業に係る 対象農林水産物等の送料 (梱包材・冷媒費を含む。)</p> <p>(2) インターネット販売を始める際に必要な サイト登録の手数料、 広告宣伝の需用費、賃金、 役務費、委託費 等</p>	<p>(1) 定額 (実費相当額)</p> <p>(2) 1/2以内</p> <p>※補助金の上限/下限 5千万円/100万円</p>
(2)	<p><u>インターネット販売事業者と連携した取組</u></p> <p>インターネット事業者が特設サイトを設置して対象農林水産物等を販売し、生産者等が新たな販路を確立する取組を実施する</p>	<p>事業に係る 対象農林水産物等の送料 (梱包材・冷媒費を含む。)</p>	<p>定額 (実費相当額)</p> <p>※補助金の上限/下限 5千万円/100万円</p>
(3)	<p><u>交通機関等との連携による販路の確立</u></p> <p>個々の飲食店、生産者、旅館、ホテル等と交通機関等が連携し、テイクアウト・デリバリー等対象農林水産物等の多様な販路を確立する新たな取組を実施する</p>	<p>個々の飲食店が生産者や交通機関等と連携し、デリバリーやテイクアウト等多様な販路を確立する取組に必要な賃金、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費等</p>	<p>1/2以内</p> <p>※補助金の上限/下限 5千万円/100万円</p>
(4)	<p><u>ウェブサイト等の活用によるテイクアウト・デリバリー等の販路の確立</u></p> <p>対象農林水産物等の生産者等と飲食店等を連携させ、ウェブサイト等を活用してテイクアウト・デリバリー等で使用する対象農林水産物等の調達を支援する</p> <p>※ウェブサイト等を活用する飲食店が同一の対象農林水産物等を利用できる期間は連続する1か月の期間内(定休日等を含む。)とする</p>	<p>テイクアウト・デリバリー等で使用する 対象農林水産物等の 調達支援に係る賃金、 需用費、役務費、賃借料及び 使用料、委託費、 通信運搬費、対象農林水産物 等の調達費 等</p>	<p>1/2以内</p> <p>※補助金の上限/下限 5千万円/100万円</p>

(5)	<p>創意工夫による多様な販路の確立</p> <p>事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた対象農林水産物等について、創意工夫による多様な販路の確立に向けた新たな取組を実施する</p> <p>※事業実施期間：連続・非連続を問わず14日以内とするが、地方公共団体が販売数量、販売価格及び販売方法の決定に関与する場合の実施期間については連続する1か月の期間内（定休日等を含む。）も認める</p>	<p>販促キャンペーン等 創意工夫による販路の多様化を行う取組に必要な賃金、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費等</p>	<p>1/2以内</p> <p>※補助金の上限/下限 5千万円/100万円</p>
(6)	<p>学校給食への食材提供</p> <p>事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた対象農林水産物等を学校給食に提供する取組を実施する</p> <p>※各学校における実施回数は年2回まで</p>	<p>学校給食への対象農林水産物等の提供に必要な賃金、需用費、役務費、賃借料及び使用料、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費等</p>	<p>定額（実費相当額）</p> <p>※補助金の上限/下限 1億円/100万円</p> <p>各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金は上限1,000円</p>
(7)	<p>子ども食堂等への食材提供</p> <p>事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた対象農林水産物等を子ども食堂、学童保育、保育園等に提供する取組を実施する</p> <p>※各施設における実施回数は年2回まで</p>	<p>子ども食堂等への対象農林水産物等の提供に必要な賃金、需用費、役務費、賃借料及び使用料、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費等</p>	<p>定額（実費相当額）</p> <p>※補助金の上限/下限 3千万円/100万円</p> <p>各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金は上限1,000円</p>

■事業実施者について

- (1)、(2)については、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等が自ら事業を実施することができます。
- (3)～(7)の取組は、補助対象経費が食材調達費であることもあり、事業実施者は、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等ではなく、生産者等から対象農林水産物等を調達する者であることに注意すること。

■補助対象単価の上限について

- (3)～(7)の取組について活用できる対象農林水産物等の補助対象単価の上限は、過去5年のうち最高と最低を除いた3年平均した額とする。

■学校給食や子ども食堂等への食材提供について

- (6)～(7)の取組の実施に当たっては、併せて、対象農林水産物等やその生産活動についての消費者の理解増進に資する取組を行うものとする。
- (6)の取組は、地方公共団体の教育関係機関と協議・調整の上、連携した実施に努める。
- (7)の取組は、子ども食堂の運営者を20名以上取りまとめて行うものとする。

■その他留意事項

- 事業実施者は(3)～(5)の事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスによる影響を受けた生産者等を支援するという本事業の主旨に鑑み、対象農林水産物等の調達単価を適正に設定するとともに、その主旨に反する広告や過度な安売り競争につながる取引は行わないようにする。